静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針 ~子どもたちが確かな力を身につけるための教育環境の整備~ 【改定版】

平成 28 年 (2016 年) 9 月策定 【令和 5 年 (2023 年) 3 月改定】

静岡市

【目次】

1	はじ	めに・		• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	//\ - 1	中学校	の適正	規模	• }	適正	配	置	に	関	す	る	= :	れ	ま	で	න :	取	組	等		-	-		•		2
3	静岡i	市立小	・中学	校の	現	状•					•		•	•	•	•			•				•		•		4
	(1) !	児童・	生徒数	、学	級	数の	推	移			•		•	•		•			•								4
	(2)	学校施	設の老	朽化	の ³	現状	÷ •	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•		-	•	•	•	•	•	•		6
	(3)	保護者	・地域	のア	ン・	ケー	- ト	及	び	۲	ア	IJ	ン	グ	結	果	に	つ	い	て	•	•	•	•	•		6
	く参考	1 >国	の指針	等に	つ	いて	•	•		•	•		•	•	•	•			•		•	•	•	•	•		10
	く参考	2>先	進自治	体の	取	組概	要	•			•		•	•	•	•	•		•	•			•		•		12
4	適正	規模・	適正配	置に	あ	たっ	て	の:	基	本	的	な	考	え	方	•	•		•	•			•		•		13
	(1)	一定の	学校規	模の	確	保		•			•		•	•	•	•	•		•	•			•		•		13
	(2)	学校施	設の老	:朽化	対	策の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		13
	(3)	学校の	地域コ	ミュ	=:	ティ	の	核	ع	し	て	の	性	格	^	の	配	慮	•	•			•		•		14
5	適正	規模・	適正配	置に	向	けた	取	組	の	進	め	方	•	•	•	•	•		•	•			•		•		15
	(1);	本方針	の対象	期間	•		•	•			•		•	•	•	•	•		•	•			•		•		15
	(2)]	取り組	む対象	とな	る:	学校	ξ (優:	先	度	の :	考	え	方)				•		•	-	-	•	•		15
	(3)]	取組方	策・・		•		•	•			•		•	•	•	•	•		•	•			•		•		17
	(4)	本方針	の見直	し時	期	につ	いい	て		•	•		•	•	•	•			•		•	•	•	•	•		19
6	添付	資料•																									21

1 はじめに

小・中学校は、子どもたち一人ひとりの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的な自立の基礎、社会の一員としての基本的資質を育成することを目的とし、ただ単に知識や技術を習得させるだけでなく、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる教育が実践される場です。そのためには、少なすぎず、多すぎない一定の児童生徒の集団規模が、各小・中学校で確保されていることが望ましいと考えられます。

これまで本市では、平成24年10月に教育委員会からの諮問を受けた「静岡市立小学校及び中学校適正規模等審議会」から「静岡市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方及び具体的方策」について答申がなされました。その後、より一層少子化が進むと見込まれる中で、平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」が策定されたことを受け、学校の適正規模・適正配置の取組を加速するための基本的な考え方や取組の進め方等を示す方針として平成28年9月に「静岡市立小・中学校適正規模・適正配置方針」を策定しました。

平成 28 年の方針策定当時の市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は 49,187 人でしたが、令和 4 年は 45,077 人と、この 6 年間で約 4,000 人減少しております。さらに、最新の推計では令和 10 年には 36,546 人と、さらに今後の 6 年間で約 8,500 人も減少すると見込まれています。

このように少子化がさらに加速するとともに、近年の ICT の進展による GIGA スクール 構想の実現や、令和4年度の静岡型小中一貫教育の一斉スタート、特別支援学級数の増加 など、子どもたちの学びの環境が大きく変わるとともに、コロナ禍などの社会情勢や生活 環境も急激に変化しています。また、この数年で山間地域や市街地の地域・保護者から子 どもたちのより良い教育環境を確保するために学校統合の要望がなされるなどの動きも あることから、本市全体で改めて適正規模・適正配置を考える必要があります。

このようなことから、令和4年4月に「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針 改定検討会」を設置し、従来の基準に加え、適正規模・適正配置に取り組む対象となる学 校の優先度など整理した「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針(改定)版」を 策定しました。

2 小・中学校の適正規模・適正配置に関するこれまでの取組等

本市では、平成15年の旧静岡市と旧清水市の合併以降、平成18年の一番町小学校と三番町小学校の統合による番町小学校の設置、平成19年の青葉小学校と城内小学校の統合による葵小学校の設置を実現してきました。また、平成22年に中藁科小学校の小布杉分校が休校しました。さらに、平成24年には、「静岡市小学校及び中学校適正規模等審議会」から、適正規模・適正配置の基本的な考えや学校規模分類が示されるとともに、「新通小学校と駒形小学校の統合の検討」、「安倍口小学校と美和小学校の統合の検討」、「山間地域に位置する1中学校区1小学校の学校の施設一体化の検討」といった、適正規模・適正配置に向けた具体的な方策についての答申がなされました。

教育委員会では、この答申の実現に向け学校の保護者や地域住民の皆さんとの意見交換等を重ね、山間地域に位置する1中学校区1小学校において、平成28年度に井川小中学校、平成29年度に大河内小中学校、梅ケ島小中学校、大川小中学校、令和2年度に玉川小中学校が施設一体型小中一貫校として開校しました。

これとは別に、平成30年度に両河内地区から小・中学校統合の要望書が提出されたことを受け、令和4年4月に和田島小学校、中河内小学校及び西河内小学校と両河内中学校の統合による施設一体型小中一貫校として両河内小中学校が開校しました。

同じく平成30年度に、足久保小学校の美和中学校敷地内への移転について要望書が提出され、令和4年度に移転が完了しました。令和2年度には、最後の児童が卒業したことに伴い、峰山小学校が閉校しました。

さらに、児童生徒数の減少が著しい葵区山間地において、令和3年度には清沢地区から 清沢小学校と中藁科小学校との統合の要望書が提出されるとともに、令和4年9月に、中 藁科・清沢地区より、中藁科小学校、水見色小学校、清沢小学校3校と藁科中学校の再編 に関する要望書が提出されています。

また、山間地域以外でも、令和2年度には蒲原地区から小・中学校統合の要望書が提出されたことを受け、蒲原東小学校、蒲原西小学校と蒲原中学校の統合による施設一体型小中一貫校として、令和8年度の開校を目指しています。令和4年5月には駒形、田町地区から駒形小学校、田町小学校、安倍川中学校の統合による施設一体型小中一貫校の要望書が提出されています。

一方、適正規模・適正配置の前提となる考え方として、本市では平成28年2月に「静岡型小中一貫教育推進方針」を策定し、「小学校と中学校(縦のつながり)、「学校と地域

(よこのつながり)」を大切にし、地域・保護者と「目指す子どもの姿」を共有し、9年間の一貫した学びを通して「つながる力」を育てるとともに、静岡ならではの特色のある学習に取り組むことにより、地域社会や世界で活躍する「たくましく」しなやかな。子どもたち」を育成するための「静岡型小中一貫教育」を令和4年4月に全市で一斉にスタートしました。

全 43 グループ校において、4 つの視点(①目指す子どもの姿や学校の教育目標を小学校と中学校で共有、② 9 年間の連続性、系統性を強化した教育課程の編制及び実施、③小学生と中学生が交流し、教職員が協働する教育の実施、④地域と連携した教育の実施)に基づき取組を進めています。

この小中一貫教育においては、山間地域における施設一体型小中一貫校以外では、施設 分離型で取り組んでいますが、全国の多くの先進事例から、施設一体型小中一貫校の方が、 小中一貫教育の効果を得やすいことがわかっています。

このことから、本市においても将来的には施設一体型小中一貫校の設置を目指すこととしており、小・中学校の適正規模・適正配置についても、まずは小規模化が見込まれる学校から施設一体型小中一貫校や義務教育学校の設置を見据えて進めていく必要があります。

また、学級編制においても、本市では国に先駆けて小・中学校の全学年で静岡市型 35 人学級編制を完全実施しており、このような少人数学級による指導体制を継続することで、 子どもたち一人ひとりに目の届きやすい教育環境を確保していきます。

3 静岡立小・中学校の現状

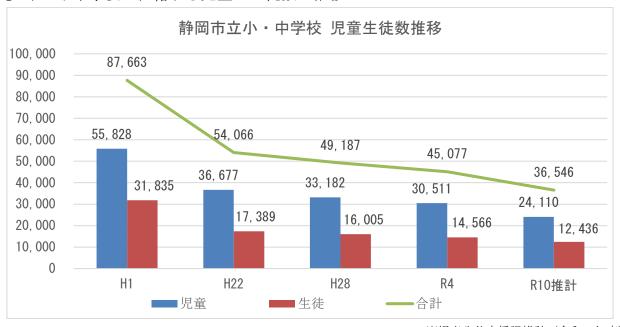
(1) 児童・生徒数、学級数の推移 (資料①参照)

① 児童・生徒数の推移

市立小・中学校に在籍する児童・生徒数は、少子化の進展等に伴い急速に減少しており、 平成28年の方針策定時の49,187人から令和4年には45,077人と、この6年間で約4,000 人減少しております。さらに約35年前の平成元年の87,663人と令和4年を比較すると、 約42,000人が減少し約49%の減少率となっております。

また、最新の推計によると児童・生徒数は、令和 10 年には 36,546 人となる見込みで、 この 6 年で約 8,500 人も減少すると見込まれています。これは、平成元年に比べ、約 51,117 人が減少し約 58%の減少率となっています。

◎ 市立小中学校に在籍する児童・生徒数の推移



※児童生徒支援課推計(令和4年度)より

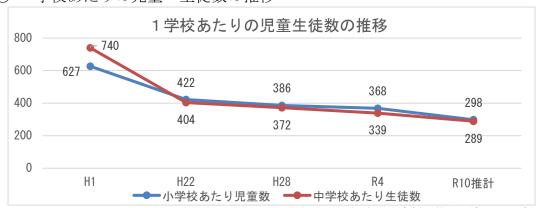
② 一校あたりの児童・生徒数の推移

児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化も進んでいます。

まず、小学校一校あたりの児童数は、平成元年には一校あたり 627 人であったものが、令和 4 年には 41%減の 368 人となっており、令和 10 年には 52%減の 298 人となる見込みです。

次に、中学校一校あたりの生徒数は、平成元年には一校あたり 740 人であったものが、令和 4 年には 54%減の 339 人となっており、令和 10 年には 61%減の 289 人となる見込みです。

○ 一学校あたりの児童・生徒数の推移



※児童生徒支援課推計(令和4年度)より

③ 規模別学校数の見込み

児童・生徒数の減少に伴い、一学校あたりの児童・生徒数も減少し、学校規模も縮小していくことが見込まれており、令和 10 年度の規模別学校数の見込みは次のとおりとなります。

◎ 小学校 令和10年度規模別校数 ※()は令和4年度現在

国の手引きによる分類	本市の学校規模別分類					
学校統合等により適正規模に近づけること の適否を速やかに検討(1~6 学級)	30 (25)	過小規模校(5学級以下)	18 (15)			
学校統合の適否も含めて今後の教育環境の 在り方を検討(7~8 学級)	3 (5)	小規模校(6~11 学級)	22 (22)			
今後の教育環境の在り方を検討(9~11学級)	7 (7)		(33)			
		適正規模校(12~24 学級)	41 (39)			
		大規模校(25~30 学級)	2 (6)			
		過大規模校(31 学級以上)	— (1)			

※休校中の1校を除く

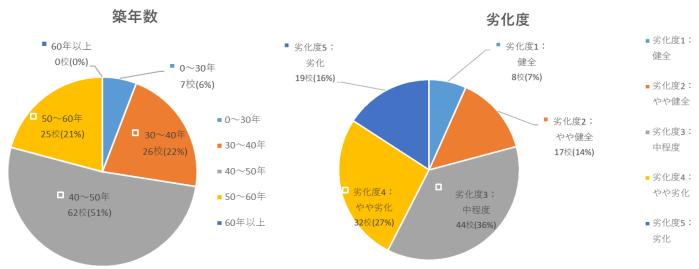
◎ 中学校 令和10年度規模別校数 ※()は令和4年度現在

国の手引きによる分類		本市の学校規模別分類					
学校統合等により適正規模に近づけることの 適否を速やかに検討(1~3 学級) 学校統合の適否も含めて今後の教育環境の在 り方を検討(4~5 学級)	10 (8) 1 (1)	過小規模校(5 学級以下)	11 (9)				
今後の教育環境の在り方を検討(6~11 学級)	小規模校(6~11 学級)	14 (13)					
		適正規模校(12~24 学級)	18 (21)				
		大規模校(25~30 学級)	- (-)				
		過大規模校(31 学級以上)	- (-)				

(2) 学校施設の老朽化の現状

小・中学校施設の大部分は、昭和 30 年から 50 年代にかけて建設されたものであり、 壁の亀裂、雨漏り、給水管の漏水など老朽化が進んでいます。

これまで、耐震性能の確保に優先して取り組んできたことから、学校施設を適正に維持・管理するための点検や修繕は実施しているものの、大規模な改修や建替えなどの対策は遅れており、厳しい財政状況の中での計画的な対応が必要となっています。



令和4年度小・中学校施設状況(教育施設課作成)

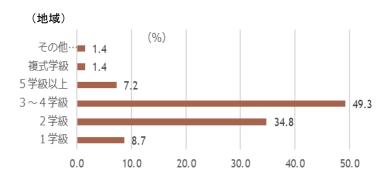
(3) 保護者・地域のアンケート及びヒアリングについて

今回の改定に伴い、適正規模・適正配置についての保護者や地域の意向を把握するため、教育委員会では令和4年7月に市立小・中学生保護者や未就学児の保護者代表、市・各区自治会連合会や市 PTA 連絡協議会を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施しました。

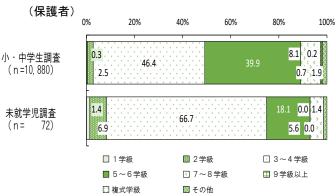
適正規模の基準については、保護者・地域ともに「小・中学校ともに 12~24 学級」を 肯定的に捉えていることが分かりました。

■小学校における望ましい1学年あたりの学級数について

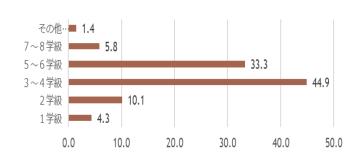




■中学校における望ましい1学年あたりの学級数について



(地域)

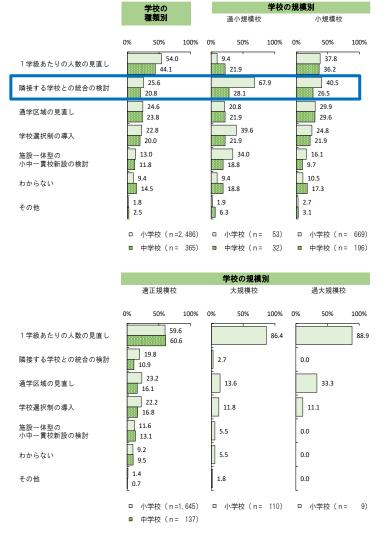


また、『現在の学級』については、約6割の保護者が「ちょうどよい」と感じている一方、「過小規模校」「小規模校」の半数以上の保護者が「少ない」と感じており、小学校の「過小規模校」「小規模校」の多くの保護者が、『現在の学級数よりも多い学級数を望む場合の対応』として「隣接する学校との統合の検討」を考えていることが分かりました。

■子どもが在籍している学年の学級数について(保護者)



■現在の学級数よりも多い学級数を望んでいる場合の 望ましい対応について (保護者)



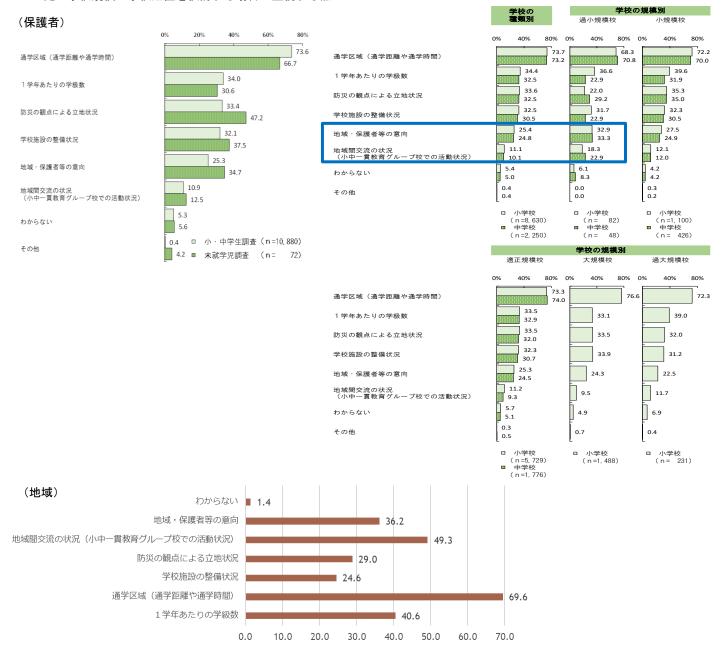
そして、『今後、児童生徒が大きく減少する場合の対応』について、どの学校規模別においても保護者の半数以上が「統合を含めた検討が必要」と感じており、地域(各区自治会連合会)からも同様の考えが多いことがわかりました。

■今後、児童生徒数が大きく減少する学校への良いと思う対応について



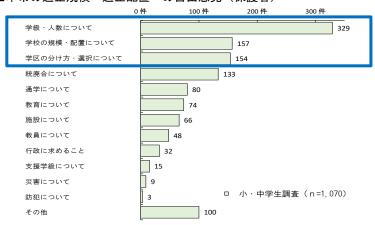
さらに、『適正規模・適正配置に取り組むにあたり重視する点』では、「通学区域」「1学年あたりの学級数」「防災の観点による立地状況」「学校施設の整備状況」「地域・保護者の意向」「地域間交流の状況(小中一貫教育グループ校での活動状況)」などの項目が主に上げられ、特に過小規模校では、「地域・保護者の意向」「地域間交流の状況(小中一貫教育グループ校)での活動状況」の項目が他の規模別に比べて重視されていました。

■一定の学校規模や学校配置を検討する場合に重視する点について



なお、適正規模・適正配置に関する自由記述において、特に保護者からは「1学級あたりの人数の見直し」や「通学区域の見直し」について多くご意見を頂きました。

■本市の適正規模・適正配置への自由意見(保護者)



市自治会連合会や市PTA連絡協議会のヒアリングにおいても、「子どもたちの教育環境を確保する上で、一定の集団規模を維持する『子どもファースト』の考え方が大切であること」、「統合にあたっては子どもたちの負担を軽減するため、スクールバス等の通学支援の必要性があること」「地域は学校の応援団の役割を担っているため、統合や跡地活用においては地域としっかり連携して進めること」「適正規模・適正配置に取り組む上で一律に基準を決めることは難しいが、地域の実情に合わせながらも先を見据えた対応が必要であること」「統合によりPTA役員の負担が軽減されるなどのメリットがあること」「小中一貫教育を進める上でも学区の整理が必要であること」などのご意見をいただきました。

<参考1>国の指針等

(a) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

少子化に対応した学校規模・配置の適正化は全国的に大きな課題となっており、学校 設置者である各市町村には主体的な検討を行うことが求められています。

そこで、国においては、各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することを目的に、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表しました。

この手引では、法令上の学校規模の標準である「全校で12学級」を下回る小・中学校への対応の目安等が示されています。

① 小学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安
1~5 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必
6 学級	要がある。
7~8 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
9~11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

② 中学校の学校規模が標準を下回る場合の対応の目安

学級数	対応の目安								
1~2 学級	学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必								
3 学級	要がある。								
4~5 学級	学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。								
6~8 学級	人災の教者傳統の左り士を検討ナファルぶと声べたフ								
9~11 学級	今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。								

③ 通学条件のおおよその目安

通学距離のおおよその目安	通学時間のおおよその目安
小学校: 4 km以内 中学校: 6 km以内	おおむね1時間以内 ※適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学 や長時間通学によるデメリットを一定程度解 消できる見通しが立つことが前提

出典: 文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」

(b) 国の主な支援策等

国においては、手引等に基づく各自治体の主体的な取組を推進するために、様々な支援策を講じています。

- ① 小学校同士・中学校同士及び義務教育学校の統合に係る施設整備に対する支援
 - ア. 統合校舎等の新増築に対する負担

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となる校舎または屋 内運動場の新築または増築及びこれに付随する解体撤去に要する経費の一部を国が 負担する(負担率1/2)。

イ. 統合に伴う既存施設の改修

公立の小・中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎または屋内 運動場の改修に要する経費の一部に国庫補助を行う(補助率1/2)。

- ウ. 学校施設以外との複合化を行う改築、長寿命化改修事業の補助率引き上げ 学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで公共施設の総面積 の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから改築(危険、不適格)、長寿 命化改良事業に対して補助率の引き上げを行う(現行:1/3→引き上げ後1/2)。
- ② へき地児童生徒援助費等補助金(補助率1/2)
 - ア. スクールバス等購入費への補助

学校統合等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、市町村がスクールバス等を購入する事業に対して補助を行う。

イ. 遠距離通学費への補助

統廃合に係る小・中学校の遠距離通学(児童4km以上、生徒6km以上)の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対して補助を行う。

③ 教職員加配※

少人数学校における小学校高学年への専科指導加配、学校統廃合による教職員の減 少緩和のための加配及び複式学級解消のための加配等

※本市では定数内活用により複式授業や複式学級解消のための加配を措置している。また、市単独費用により静岡市型 35 人学級編制 (下限撤廃分) のための加配を措置している。

④ みんなの廃校活用プロジェクト

国においては、廃校活用推進のため、全国 各地の優れた活用事例の紹介や活用希望廃校 情報の公表等を通じて、自治体と企業等との マッチングを行っています。



出典: 文科省行政説明資料 (R4 魅力化フォーラム)

<参考2>先進自治体の取組概要

■高知市立義務教育学校 土佐山学舎 中山間地にもかかわらず、特色ある学校づくりにより、 児童生徒数の増加や賑わいの創出を実現

<制度面>

- 義務教育学校
- ・「4-3-2制」の小中一貫教育 (中学校教員による一部教科担任制)
- 小規模特認校制度

<環境面>

- ・スクールバスによる通学支援
- ・小規模ならではの特色ある教育活動〈異学年交流や 系統的な教育活動など〉



出典:【文科省】小中一貫した教育課程の 編制・実施等に関する事例集-第2版-

4 適正規模・適正配置にあたっての基本的な考え方

(1) 一定の学校規模の確保

小・中学校は、子どもたちの能力を伸ばしつつ、子どもたちの社会的自立の基礎、社会 の一員としての基本的資質を育成することを目的としています。

このため、小・中学校には、ただ単純に知識や技能を習得するだけでなく、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることや、一定の集団の中でのコミュニケーション能力が求められています。

そうした教育を十分に行うためには、子どもたち同士で切磋琢磨できる、少なすぎず 多すぎない一定規模の児童・生徒の集団と、それに伴う経験年数や専門性、男女比等のバ ランスがとれた教職員集団が、各小・中学校に確保されていることが望ましいと考えら れます。

このようなことから、一定の学校規模を確保することは子どもたちの教育環境を最も 重視する子どもファーストの考えからも非常に重要であるため、今回の改定に伴い、平 成24年度答申を踏襲する形で学校規模分類を改めて示すとともに、より小規模化が進む ことが見込まれる学校への対策を進めていく必要があります。

◎静岡市立小・中学校の規模分類について(平成24年度答申と同様)

過小規模校	小学校については、複式学級を有する学校(5学級以下の学校) 中学校については、各学年2学級を有しない学校(5学級以下の学校)
小規模校	小・中学校ともに、6~11学級の学校
適正規模校	小・中学校ともに、12~24 学級の学校
大規模校	小・中学校ともに、25~30 学級の学校
過大規模校	小・中学校ともに、31 学級以上の学校

(2) 学校施設の老朽化対策の推進

本市では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、施設寿命を延命したり公共施設の利活用促進や統廃合を進めたりすることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持する「アセットマネジメント」を推進することを目的に、平成26年に策定された「静岡市アセットマネジメント基本方針」を令和4年3月に改訂しました。

市立小・中学校の施設も、建設後30年を経過するものが約9割を占め、壁の亀裂や雨漏り、給水管の漏水等老朽化が進んでおり、改修や建替えなどの対応が必要な施設が多く存在しています。

また、全ての建物において、国が定める児童生徒の安全を守るために必要な耐震性能を満たしているものの、「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」では、さらに優れた耐震性能に引き上げることを目標としており、対象の建物について耐震対策が必要となります。

子どもたちが多くの時間を過ごす場所である学校の環境の向上を図るためにも、施設の耐震化や長寿命化、建替え等の対策を計画的・効率的に進めていく必要があります。

(3) 学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮

小・中学校は子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、その学校が存在する 地域のコミュニティの核としての性格を有している場合が多く、防災や地域の交流の場 など、様々な機能を併せ持っており、地域のまちづくりとは切り離せないという性格も 持っています。

このため、小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、「小中一貫教育」に合わせたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の理念を活かしながら、丁寧な議論を行っていく必要があります。

さらに、「地域とともにある学校づくり」という視点を重視するならば、通学区域と自 治会の区域が異なる学校や卒業後の児童が複数の中学校へ分かれて進学する小学校など についても、その見直しの必要性について静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会等 において、さらに議論を進めていく必要があります。

5 適正規模・適正配置に向けた取組の進め方

(1) 本方針の対象期間

市アセットマネジメント基本方針に合わせて、本方針の対象期間も引き続き令和 25 年度 (2043 年度) までとします。

(2) 取り組む対象となる学校(優先度の考え方)

前述のアンケート及びヒアリング調査結果を踏まえて、今後、小・中学校の適正規模・ 適正配置に向けて取り組む対象となる学校については、第一として子どもの学びや成長の 観点、次にアセットマネジメントの観点、そして地域・保護者等の要望や合意状況を考慮 して、優先度を判断していきます。

① 子どもの学びや成長の観点(最優先):学級数(子どもの人数)

小・中学校において、子どもたちが学び成長していくためには、子どもたち同士で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができる、少なすぎず多すぎない一定の学校規模を確保した質の高い教育環境が非常に重要であることから、静岡市立小・中学校の学校規模別分類における過小規模校及び小規模校を対象校とし、小規模化が進むことが見込まれる学校への対策を優先的に進めていく必要があります。

◎ 小・中学校 令和 10 年度規模別校数

< P5 再揭>

		/IO 11m/>
静岡市立小・中学校の規模分類)	小学校数	中学校数
過小規模校(5 学級以下)	18 (15)	11 (9)
小規模校(6~11 学級)	22 (22)	14 (13)
適正規模校(12~24 学級)	41 (39)	18 (21)
大規模校(25~30 学級)	2 (6)	- (-)
過大規模校(31学級以上)	- (1)	- (-)

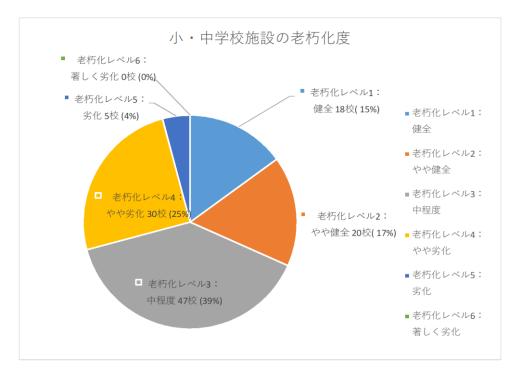
※()は令和4年度現在

② アセットマネジメントの観点:老朽化などの学校安全の状況

子どもたちが多くの時間を過ごす学校においては、安心して学べる環境を引き続き確保していくために、学校施設の状況に見合った改修や建替えなどの老朽化対策を計画的に行う必要があります。

このことから、適正規模・適正配置に向けて取り組む学校の優先度を検討する観点の一つとして、学校単位の老朽化度合いを取り入れます。各学校の老朽化度合いは、「築年数」「耐震性能」「改修履歴」等の指標を目安とし、6段階のレベルに分類したものです。

老朽化度合い(令和4年度現在)	学校数
レベル6 (著しい劣化)	0
レベル5 (劣化)	5
レベル4 (やや劣化)	30
レベル3 (中程度)	47
レベル2 (やや健全)	20
レベル1 (健全)	18



令和4年度小・中学校施設状況(教育施設課作成)

③ 地域・保護者等の要望や合意状況

4 (3) 適正規模・適正配置の基本的な考えとして「学校の地域コミュニティの核としての性格への配慮」を踏まえて、行政が一方的に進めるのではなく、児童・生徒や未就学児の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の考えから、上記①②の観点に加えて、児童・生徒や未就学児の保護者、地域住民などを含めた合意形成がなされていることが非常に重要になります。

【参考】今後の静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置に取り組む学校の優先度の考え方

観点	子どもの学び や成長の観点	過小規模校(5学級以下)	0	0	0	_	_	_						
点①	<最優先>	小規模校(6~11学級)	_	_	_	0	0	0						
	・観点1を最優先とし、子どもの人数(学級数)として、5学級以下の過小規模校を(◎)、6~11学級の小規模校を(○)とする													
観点②	アセットマネジ メントの観点	老朽化など学校安全の状況 ◎: 老朽化Lv6·5 ○: 老朽化Lv4·3 Δ: 老朽化Lv2· I	0	0	Δ	0	0	Δ						
		・老村	5化Lv:築年数、耐賀	雲性能、改修履歴等に	よる老朽化度合いを	学校単位で分類したも	ற (⊚:Lv6·5, OL	_v4·3, △Lv2·1)						
	観点①、	②からの学校分類	学校I	学校2	学校3	学校4	学校5	学校6						
観点③	地域・保護者等の	の要望・合意状況	0	0	0	0	0	0						
	観点③	を加えた優先度	高	高適正規模・適正配置に取り組む学校の優先度低										

[・]観点③の状況に応じて、取り組む学校の優先度が前後することや、同じ優先度内の場合も取り組む順番が変動することが考えられる。

(3)取組方策

本市では、令和4年度から全市一斉で市立全小・中学校で小中一貫教育に取り組んでお り、将来的には、教育効果が得られやすい施設一体型小中一貫校の設置の検討を含めて推 進していくこととしています。

このようなことから、小・中学校の適正規模・適正配置についても、上記(2)「取り組 む対象となる学校の優先度」に応じつつ、市アセットマネジメント基本方針を踏まえ、次 のような取組方策を進めていきます。

① 学校の統合等

学校規模の適正化が早急に必要な学校を可能な限り適正規模に近づけるために、ま ずは小規模化が見込まれる学校から、小学校同士・中学校同士の統合に加え、施設一 体型小中一貫校や義務教育学校の設置も見据えた小・中学校の統合を進めることとし ます。

統合するにあたっては、学校環境の向上を図るために、学校施設の老朽化が進んで いる小・中学校について、長寿命化や耐震化に向けた改修を進めるとともに、施設一 体型小中一貫校化も見据えた建替え等の対策や学校施設以外の施設との合築による 「複合化」といった視点の検討にも取り組んでいきます。なお、老朽化が進む適正規 模校についても、改修や建替え等の検討を進めていきます。

[・]さらに補完的な観点として、大規模な施設整備が伴わない場合(過小規模校の吸収統合)やその他特別な事情を考慮する場合などに、「取り組む学校の優 先度」が繰り上がる場合も考えられる。

また、市アセットマネジメント基本方針では、市公共建築物の延べ床面積を令和 25 年度までに平成 24 年 3 月末比で 20%縮減を目指すとして、施設の統廃合により生じる跡地は原則売却(借地については返却)としており、令和 3 年度に策定された「統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール」においても、適切に跡地活用や処分を行うこととされています。

特に学校施設は、防災拠点や地域コミュニティの場として機能していることもあり、 統廃合の計画段階から関係者の理解と協力を求めながら検討を進めていく必要がある ことから、学校施設の統合における跡地利用については、地域の思いをくみ取りなが ら地域とともに丁寧に検討していきます。

② 地域とともにある学校づくり(通学区域の見直しなど)

小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めるにあたっては、児童・生徒や未就 学児の保護者の声はもとより、地域住民の十分な理解と協力が不可欠であることから、 「小中一貫教育」に合わせたコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の理念 を生かしながら、丁寧な議論を行っていくこととします。

また、通学区域と自治会の区域が異なる学校や、卒業する児童が分かれて複数の中学校へ進学する小学校などについて、必要に応じて静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会を通じて学区の在り方の見直しを進めていくこととします。

【参考】施設一体型小中一貫校新設の場合

- ●開校までの検討プロセスの例
- ①地域・保護者等からの要望書の提出
 - →②教育委員会における検討・協議
 - →③庁内における検討・協議(方向性の合意)
 - ➡④地域との十分な合意形成(地元説明会等の実施)
 - →⑤庁内における方針決定
 - <施設整備が生じる場合>
 - ➡⑥基本計画、基本設計、実施設計の実施
 - →⑦工事・引っ越し
 - →⑧開校

●開校にあたり検討すべき項目例

- ・教育課程・・・小・中学校9年間の系統性を確保した教育課程の編制など学習の充実
- ・教員配置・・・教育活動の充実を図る教員の配置など
- ・施設整備・・・老朽化対策や、施設の長寿命化や複合化を見据えた施設整備、 特別支援学級等を考慮した教室数や、地域のコミュニティの核と しての機能の検討など魅力ある教育環境のための施設整備
- ・施設配置・・・防災拠点としての機能を備えた環境整備
- ・通学支援・・・必要に応じてスクールバスや遠距離通学の補助、通学路の整備など
- ・跡地利用・・・市アセットマネジメント基本方針や「「統廃合により生じる跡地の処分・活用に係るルール」」沿った適切な跡地活用や売却など(地域とともに丁寧に検討)
- ・心のケア・・・統廃合により大きくなった集団規模に適応できるよう子どもたちへの 心のケア等の配慮

(4) 本方針の見直し時期について

本方針については、第4次静岡市総合計画及び第3期静岡市教育振興基本計画の終了年度である、令和12年度内を目途に、子どもたちへの教育的効果を振り返りつつ見直しを行うこととします。

6 添付資料

資料①__市立小·中学校一覧

資料②__方針改定にかかる検討概要

静岡市立小学校・中学校 一覧表

◎ 小学校R10:複式学級調整令和4年5月1日現在

								学級調整						1- 11-	4年5月1	H Julia
番号	学校名	所 在 地	創立年月日	校地面積	令和.	4年度	令和10	年度推計	対令和.	4年度比	ŧ	交舎構造 (㎡)	INF	体*	育館・講 (m²)	堂
				(m²)	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	木造	その他
1	番町小	葵区新富町一丁目23番地の1	平成18年4月1日	10, 948	19	559	13	385	-6	-174	5, 937	0	133	1,020	0	0
2	新通小	葵区駒形通二丁目4番47号	明治34年4月1日	11, 267	8	213	7	164	-1	-49	6, 456	0	112	655	0	0
3	駒形小	葵区南安倍二丁目1番1号	昭和24年4月1日	16, 912	7	186	6	157	-1	-29	3, 367	0	73	919	0	0
4	安西小	葵区安西一丁目96番地の3	大正4年4月1日	8, 608	11	306	12	291	1	-15	5, 066	0	0	701	0	0
5	田町小	葵区田町五丁目70番地	昭和2年4月5日	19, 999	12	306	10	232	-2	-74	4, 865	0	55	944	0	0
6	井宮小	葵区平和一丁目7番1号	昭和10年4月1日	17, 701	14	403	12	341	-2	-62	5, 407	15	99	925	0	0
7	井宮北小	葵区上伝馬2番1号	昭和49年4月1日	18, 480	15	432	12	323	-3	-109	4, 543	13	78	828	0	0
8	安倍口小	葵区安倍口新田50番地	明治7年11月1日	16, 378	8	192	7	188	-1	-4	6, 058	0	55	819	0	0
9	美和小	葵区遠藤新田69番地の1	昭和57年4月1日	17, 269	5	59	4	33	-1	-26	7, 091	0	3	964	0	0
10	足久保小	葵区足久保奥組741番地の1	明治7年5月1日	9, 172	6	164	6	124	0	-40	2, 505	0	73	662	0	0
11	伝馬町小	葵区伝馬町14番地の2	明治34年4月1日	8, 915	11	297	12	267	1	-30	4, 342	0	43	831	0	0
12	葵小	葵区城内町7番9号	平成19年4月1日	27, 397	22	646	19	547	-3	-99	6, 921	0	32	919	0	0
13	横内小	葵区緑町1番1号	大正15年4月1日	16, 491	21	613	18	568	-3	-45	5, 591	0	114	1, 049	0	0
14	安東小	葵区安東三丁目16番1号	明治7年3月11日	15, 649	25	783	22	694	-3	-89	6, 019	0	201	818	0	0
15	竜南小	葵区竜南一丁目23番1号	昭和39年4月1日	22, 064	19	590	18	511	-1	-79	5, 855	0	158	819	0	0
16	城北小	葵区北安東四丁目27番3号	昭和58年4月5日	17, 935	19	568	16	444	-3	-124	8, 009	0	0	965	0	0
17	千代田小	葵区沓谷五丁目47番地の1	明治40年7月15日	22, 813	25	773	21	648	-4	-125	6, 280	0	131	828	0	0
18	千代田東小	葵区川合三丁目4番1号	昭和49年4月5日	18, 292	17	494	13	354	-4	-140	5, 931	0	64	829	0	0
19	北沼上小	葵区北沼上1020番地	明治7年11月1日	6, 343	3	28	3	19	0	-9	1, 994	47	42	0	0	437
20	麻機小	葵区有永421番地の1	明治7年6月15日	25, 940	13	372	12	322	-1	-50	—	0		819	0	
21	西奈小	葵区瀬名三丁目23番1号	明治7年7月5日	18, 079	22	687	22	673	0	-14	<u> </u>	0		828	0	
22	西奈南小	葵区南瀬名町1番20号	昭和54年4月1日	19, 635	22	667	18	508	-4	-159	<u> </u>	0	66	834	0	0
-	B 機南小	葵区松富三丁目1番46号	大正14年4月1日	14, 027	19	533	17	518	-2	-15		0		840	0	- 0
\dashv	賤機中小	葵区牛妻2095番地の2	明治7年5月22日	5, 406	6	55	3	26	-3	-29	\vdash	0		504	0	
-	賤機北小	英区俵沢234番地の1	明治7年6月1日	7, 836	3	17	3	8	0	-9	<u> </u>	0		464	, i	100
26	松野小	英区松野598番地の2	明治7年4月1日	15, 915	5	45	4	26	-1	-19		0		518	0	
27	大河内小(小中一貫)	奏区公野350番地の2 葵区平野1850番地の3		9, 862	3	15	3		0	13	1, 666	0	127	共用		
\dashv			明治7年4月1日		-			10		0		0				
28	梅ケ島小(小中一貫)	葵区梅ケ島1309番地の1	明治35年5月28日	13, 169	3	12	3	4	0	-8	<u> </u>			共用	0	
29	玉川小(小中一貫)	葵区落合103番地の3	明治6年2月20日	12, 520	3	13	3	9	0	-4	1, 770	10		518	0	
-	井川小(小中一貫)	葵区井川1561番地の3	明治7年4月10日	18, 594	1	1	3	4	2	3	1, 498	0	582	824	0	なし
\dashv	服織小	葵区羽鳥六丁目9番1号	明治7年8月6日	19, 155	31	926	25	755	-6	-171	· ·	0	77	827	0	
\dashv	服織西小	葵区新間759番地の1の1	明治7年8月28日	10, 078	6	105	6	114	0	9	-	0		662	0	0
-	南藁科小	葵区吉津400番地	明治41年4月1日	10, 542	6	124	6	92	0	-32	\vdash	0		662	0	0
	中藁科小	葵区大原942番地の1	明治10年11月6日	12, 089	6	65	3	30	-3	-35		0		662		
35	中藁科小 小布杉分校 (休校)	葵区小布杉1756番地の1	明治22年10月1日	3, 254							414	0		135	0	509
-	水見色小	葵区水見色1040番地の3	明治25年5月4日	5, 039	3	6	3	5	0	-1	<u> </u>	0		348	0	0
\dashv	清沢小	葵区相俣99番地の1	明治5年5月	7, 304	3	22	3	7	0	-15	-	0		507	0	0
39	大川小(小中一貫)	葵区日向853番地	明治7年4月1月 昭和12年4月1日	6, 182	3	9	3	6	0	-3	1, 739	0		共用	0	- 0
40	中田小	駿河区中田二丁目14番1号	再昭和24年4月1日	15, 276	20	604	16	420	-4	-184	5, 711	0		836	0	0
41	中島小	駿河区中島2992番地の1	昭和12年 4月 1日	19, 584	13	376	12	330	-1	-46	_	0		828	0	0
42	大里東小	駿河区高松2310番地	明治31年4月1日	13, 345	7	176	6	143	-1	-33	4, 293	0	54	662	0	0
43	大里西小	駿河区中原400番地	明治6年6月4日	14, 549	23	754	19	547	-4	-207	5, 042	0	327	819	0	0
44	大谷小	駿河区大谷3683番地の2	明治7年3月20日	13, 335	12	352	12	329	0	-23	4, 103	0	3	657	0	0
45	久能小	駿河区古宿213番地の2	明治25年6月1日	6, 766	3	27	3	12	0	-15	2, 246	0	18	0	712	0
46	宮竹小	駿河区宮竹二丁目12番1号	昭和60年4月1日	16, 531	17	452	12	317	-5	-135	5, 523	0	0	760	0	0
47	森下小	駿河区森下町2番1号	昭和4年5月15日	14, 146	12	362	14	408	2	46	5, 059	0	17	825	0	0
48	東豊田小	駿河区池田491番地の2	明治43年2月5日	13, 249	27	799	26	792	-1	-7	6, 596	0	126	813	0	0
49	西豊田小	駿河区曲金二丁目8番80号	明治9年11月3日	19, 662	29	928	23	714	-6	-214	7, 622	0	162	828	0	0
50	富士見小	駿河区登呂一丁目1番1号	昭和28年4月1日	16, 574	18	485	18	464	0	-21	6, 016	0	115	828	0	0
51	南部小	駿河区南八幡町11番1号	昭和44年4月1日	17, 360	12	354	11	289	-1	-65	5, 060	0	0	819	0	0
	東源台小	駿河区国吉田六丁目7番45 号	平成7年4月1日	18, 779	18	580	18	524	0	-56	4,860	0	0	915	0	0

◎ 小学校R10:複式学級調整令和4年5月1日現在

							K10·後八子/					交舎構造	t-	本育館・講堂			
番号	学校名	所 在 地	創立年月日	校地面積	令和4	令和4年度		令和10年度推計		4年度比	1	文音傳源 (m²)	=	14-	所	卫	
				(m²)	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄筋	木造	その他	鉄筋	木造	その他	
53	長田西小	駿河区丸子六丁目15番65号	明治19年4月1日	17, 633	20	570	14	421	-6	-149	6, 411	0	177	1, 203	0	0	
54	長田南小	駿河区広野四丁目7番1号	明治19年6月1日	16, 029	16	456	12	286	-4	-170	6, 368	0	223	1,061	0	0	
55	長田東小	駿河区東新田三丁目10番1 号	昭和46年4月1日	17, 488	27	828	19	618	-8	-210	6, 436	0	108	819	0	0	
56	長田北小	駿河区向敷地890番地	昭和50年4月1日	18, 875	18	484	13	352	-5	-132	5, 328	0	137	828	0	0	
57	川原小	駿河区下川原四丁目14番1 号	昭和55年4月1日	19, 203	16	436	13	374	-3	-62	6, 900	0	324	963	0	0	
58	清水入江小	清水区追分二丁目3番1号	明治6年9月	19, 192	22	663	17	482	-5	-181	5, 568	40	111	944	0	0	
59	清水浜田小	清水区浜田町11番1号	昭和29年4月1日	13, 363	6	151	6	131	0	-20	4, 079	0	113	867	0	0	
60	清水岡小	清水区神田町4番3号	大正15年10月1日	18, 643	17	498	17	478	0	-20	5, 700	35	77	1,058	0	0	
61	清水船越小	清水区船越三丁目15番1号	昭和52年4月1日	19, 177	20	577	18	489	-2	-88	5, 012	0	136	1,016	0	0	
62	清水有度第一小	清水区有度本町3番1号	明治7年2月	20, 515	23	722	18	552	-5	-170	6, 137	73	27	1, 041	0	0	
63	清水有度第二小	清水区草薙杉道三丁目19番 1号	昭和43年4月1日	19, 436	26	798	23	684	-3	-114	6, 214	0	0	856	0	0	
64	清水小	清水区松井町15番1号	明治7年5月6日	22, 110	8	188	6	111	-2	-77	5, 661	0	107	1, 241	0	0	
65	清水不二見小	清水区新緑町2番21号	明治22年12月28日	16, 377	13	394	17	447	4	53	5, 445	0	165	793	0	0	
66	清水駒越小	清水区駒越東町2番20号	明治7年10月	13, 651	11	260	8	208	-3	-52	3, 763	0	78	887	0	0	
67	清水三保第一小	清水区三保1069番地の1	明治8年9月11日	19, 463	10	235	10	223	0	-12	4, 810	0	282	876	0	0	
68	清水三保第二小	清水区折戸五丁目8番2号	昭和45年4月6日	23, 048	6	73	6	43	0	-30	4, 379	0	65	849	0	0	
69	清水辻小	清水区辻四丁目3番40号	明治26年5月	12, 459	12	282	10	238	-2	-44	4, 285	0	61	931	0	0	
70	清水江尻小	清水区江尻町14番63号	明治6年3月	20, 196	11	320	11	246	0	-74	4, 246	0	108	1, 235	0	0	
71	清水飯田小	清水区下野中2番40号	明治6年2月	16, 080	18	567	15	466	-3	-101	5, 915	0	126	1,026	0	0	
72	清水飯田東小	清水区八坂北一丁目23番40号	昭和54年4月1日	17, 713	13	397	12	289	-1	-108	5, 574	0	101	1,033	0	0	
73	清水高部小	清水区押切1115番地の2	明治7年7月29日	19, 294	12	341	12	275	0	-66	6, 130	0	25	1, 055	0	47	
74	清水高部東小	清水区押切1907番地	昭和57年4月1日	21, 749	18	576	16	433	-2	-143	0	0	6, 220	992	0	0	
75	清水袖師小	清水区袖師町420番地	明治22年3月	18, 709	15	410	11	298	-4	-112	6, 612	0	76	1, 911	0	96	
76	清水庵原小	清水区庵原町1723番地	明治6年10月8日	17, 077	14	371	11	280	-3	-91	5, 561	0	7	1,061	0	0	
77	清水興津小	清水区興津中町350番地の1	明治4年3月	20, 728	18	528	14	424	-4	-104	5, 995	0	74	1, 147	0	0	
78	清水小島小	清水区小島町619番地	明治7年3月	11, 275	6	147	6	98	0	-49	2, 915	40	21	851	0	0	
79	清水小河内小	清水区小河内2723番地	明治6年12月	10, 730	3	27	3	13	0	-14	2, 386	0	61	804	0	0	
80	清水宍原小	清水区宍原919番地	明治6年5月	5, 205	3	15	3	5	0	-10	1, 835	17	78	766	0	0	
83	清水両河内小(小中一貫) ※旧和田島小	清水区和田島611番地	明治7年11月15日	10, 864	6	67	4	40	-2	-27	1, 402	21	70	784	0	28	
84	蒲原東小	清水区蒲原666番地	昭和27年4月1日	20, 491	6	163	6	117	0	-46	0	104	4, 218	0	0	1,078	
85	蒲原西小	清水区蒲原新田二丁目25番 1号	明治6年2月4日	17, 249	10	221	6	170	-4	-51	5, 031	5	6	0	0	847	
86	由比小	清水区由比町屋原329番地	昭和42年4月1日	15, 155	11	239	6	108	-5	-131	4, 783	6	27	0	0	1, 269	
87	由比北小	清水区由比入山2158番地	明治7年12月	6, 399	4	32	2	9	-2	-23	1, 589	0	0	0	0	690	
計				1, 317, 058	1,075	29, 571	926	24, 110	-149	-5, 461	387, 026	486	18, 103	65, 932	1, 236	5, 121	

<u> </u>	· 学校 				A						校舎構造			令和4年5月		11 11 50 11
番号		所 在 地	創立年月日	校地面積 (㎡)	令和4年度		令和10年度推計		対令和4年度比			1	(m²)		武道場 (㎡)	
					学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	鉄 筋	木造	その他			<u>11.</u>
1	籠上中	葵区平和二丁目2番1号	昭和22年4月1日	22, 806	13	402	12	344	-1	-58	6, 995	0	31	979	0	
2	末広中	葵区末広町41番地	昭和22年4月1日	16, 536	14	443	15	448	1	5	6, 961	0		· ·	0	
3	安倍川中	葵区弥勒二丁目11番1号	昭和28年4月1日	14, 205	8	216	8	216	0	0	4, 814	0			0	
4	美和中	葵区足久保口組3276番地の2	昭和22年4月1日	29, 453	9	252	6	155	-3	-97	5, 048	0			0	
5	城内中	葵区駿府町1番107号	昭和22年4月1日	16, 518	14	465	16	492	2	27	8, 972	0			0	
6	安東中	葵区安東三丁目13番1号	昭和31年4月6日	20, 154	18	598	17	548	-1	-50	7, 237	0	0	1, 236	0	-
7	東中	葵区沓谷一丁目6番1号	昭和28年4月1日	22, 267	23	737	23	731	0	-6	8, 415	0	113	938	0	
8	西奈中	葵区東瀬名町14番1号	昭和22年4月22日	24, 496	11	342	10	277	-1	-65	6, 839	0	0	829	0	871
9	観山中	葵区観山8番地の2	昭和53年4月1日	24, 519	17	537	15	459	-2	-78	8, 698	0	94	851	0	737
10	竜爪中	葵区瀬名七丁目31番40号	昭和62年4月1日	21, 537	12	407	11	338	-1	-69	6, 031	0	0	1, 208	0	739
11	賤機中	葵区下1353番地の1	昭和28年4月1日	21, 861	10	314	9	255	-1	-59	4, 616	0	277	684	0	868
12	大河内中(小中一貫)	葵区平野1850番地の66	昭和22年5月3日	8, 006	3	6	3	9	0	3	1,661	4	341	621	0	なし
13	梅ケ島中(小中一貫)	葵区梅ヶ島1309番地の1	昭和22年4月1日	13, 867	3	7	2	5	-1	-2	1, 447	0	75	766	0	なし
14	玉川中(小中一貫)	葵区落合840番地	昭和22年4月1日	10, 451	2	7	3	6	1	-1	1, 692	0	30	464	75	なし
15	井川中(小中一貫)	葵区井川1561番地の3	昭和22年4月1日	18, 594	2	3	1	1	-1	-2	1, 498	0	582	824	0	なし
16	服織中	葵区羽鳥一丁目8番1号	昭和22年4月12日	20, 394	16	539	15	507	-1	-32	6, 584	0	88	828	48	762
17	藁科中	葵区大原1398番地の1	昭和22年4月1日	19, 154	3	42	3	33	0	-9	2, 424	0	108	698	0	なし
18	大川中(小中一貫)	葵区日向876番地	昭和22年4月1日	3, 975	3	10	3	7	0	-3	1, 975	0	61	0	568	なし
19	大里中	駿河区中野新田57番地の5	昭和22年4月1日	30, 717	21	673	17	528	-4	-145	7, 687	0	67	834	0	1, 087
20	南中	駿河区宮竹二丁目11番1号	昭和55年4月1日	21, 856	17	545	13	402	-4	-143	6, 910	0	355	1, 305	0	828
21	中島中	駿河区中島3303番地	昭和63年4月1日	22, 004	6	176	6	143	0	-33	5, 686	0	0	1, 214	0	749
22	豊田中	駿河区豊田一丁目3番1号	昭和22年4月1日	27, 956	15	458	15	470	0	12	5, 972	0	422	1, 330	0	863
23	東豊田中	駿河区国吉田五丁目23番1号	昭和25年10月15日	22, 108	17	547	18	587	1	40	5, 672	0	401	969	0	847
24	高松中	駿河区登呂四丁目6番1号	昭和24年6月1日	33, 014	14	449	13	399	-1	-50	6, 501	15	173	1, 345	0	843
25	長田西中	駿河区丸子一丁目1番1号	昭和22年4月1日	22, 954	17	526	14	427	-3	-99	6, 992	0	41	1, 357	0	833
26	長田南中	駿河区みずほ三丁目9番地の1	昭和22年5月1日	26, 445	18	591	16	519	-2	-72	7, 001	0	375	1, 486	0	1, 105
27	城山中	駿河区小坂二丁目33番地	昭和59年4月1日	25, 620	9	257	6	165	-3	-92	6, 610	0	50	1, 339	0	855
28	清水第一中	清水区宮代町5番55号	昭和22年4月1日	22, 741	11	308	9	272	-2	-36	4, 792	0	107	980	0	382
29	清水第二中	清水区神田町4番57号	昭和22年4月1日	32, 127	19	642	17	558	-2	-84	7, 493	0	327	1, 933	0	432
30	清水第三中	清水区三光町3番57号	昭和22年4月1日	23, 742	6	136	3	72	-3	-64	4, 472	0	22	1, 275	0	282
31	清水第四中	清水区村松683番地の1	昭和22年4月1日	34, 164	12	357	9	237	-3	-120	5, 250	0	630	813	0	なし
32	清水第五中	清水区三保1720番地	昭和22年4月1日	28, 286	6	168	4	107	-2	-61	5, 486	0	241	1, 215	0	375
33	清水第六中	清水区天王西10番40号	昭和33年4月1日	22, 526	14	451	13	404	-1	-47	6, 116	0	346	974	0	なし
34	清水第七中	清水区草薙三丁目9番20号	昭和22年4月1日	23, 506	20	644	23	745	3	101	7, 503	0	145	1, 405	0	370
35	清水第八中	清水区追分四丁目2429番地	昭和36年4月1日	20, 651	12	347	10	294	-2	-53	5, 058	0	222	869	0	なし
36	清水飯田中	清水区山原112番地の1	昭和56年4月1日	37, 773	15	467	12	399	-3	-68	6, 191	0	351	1, 170	0	なし
37	清水袖師中	清水区西久保125番地の1	昭和22年4月22日	16, 247	8	206	6	146	-2	-60	5, 463	0	35	996	0	369
38	清水庵原中	清水区原245番地	昭和22年4月1日	15, 853	7	189	6	142	-1	-47	3, 786	0	228	1, 176	0	362
39	清水興津中	清水区興津中町1478番地の10	昭和22年5月	22, 314	8	229	9	221	1	-8	5, 679	0		1, 137	0	
40	清水小島中	清水区但沼町271番地	昭和22年5月1日	13, 035	3	91	3	73	0	-18	3, 265	0			0	
41	清水両河内中	清水区和田島303番地	昭和22年5月3日	13, 033	3	41	3	26	0	-15	2, 346	17			0	
42	(小中一貫) 蒲原中	清水区蒲原49番地	昭和22年4月22日	37, 779	6	176	6	175	0	-1	5, 189	0		1, 207	0	
43	由比中	清水区由比456番地	昭和22年4月1日	23, 174	5	120	3	94	-2	-26	4, 111	0		1, 358	0	
	In Still	10277年月200年20	-H4H66 T-1/11H		470	14, 121	426								l	
計				948, 418	470	14, 121	426	12, 436	-44	-1, 685	233, 138	36	8, 131	44, 459	691	22, 828

【方針改定にかかる検討概要】

- 令和4年4月 「静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会」設置 【構成員】10名(※次頁参照) 学識者、地域代表、保護者代表、市民及び学校長(各2名)
 - 6月 第1回検討会
 - ・適正規模・適正配置の基本的な考え方について
 - ・保護者アンケート、地域ヒアリング項目について

7月~9月 アンケート調査

- ①小・中学校保護者(10,880件)
- ②未就学児保護者代表(72件)
- ③各区自治会連合会 連合会長・連合自治会長(69件)

ヒアリング調査

- ①市自治会連合会三役(6名)
- ②市 PTA 連絡協議会二役(6名)

10月 第2回検討会

- ・各種アンケート・ヒアリング調査結果について
- ・取り組む対象となる学校の優先度の考え方について
- ・改定方針(素案)について

12月 第3回検討会

- ・保護者アンケート調査(最終結果)について
- ・改定方針(修正案)について

静岡市立小・中学校の適正規模・適正配置方針改定検討会委員名簿

役 職	氏 名	性別	選出区分	所 属 等						
会長	u まだ けいご 島田 桂吾	男	学識経験者	静岡大学 大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 准教授						
副会長	ほりぃ ひろゆき 堀井 啓幸	男	学識経験者	常葉大学 教育学部 生涯学習学科 教授						
委員	th the state 中村 満	男	地域住民代表	葵区自治会連合会 副会長						
委員	すみくら まさかず 隅倉 正員	男	地域住民代表	清水区自治会連合会 副会長						
委員	みぞぐち れいこ 溝口 玲子	女	保護者代表	静岡市PTA連絡協議会 副会長						
委員	ぉゕざき ゕ なぇ 岡﨑 嘉苗	女	保護者代表	静岡市PTA連絡協議会 理事						
委員	堀住 京子	女	公募市民	市民公募						
委員	新間 朋子	女	公募市民	市民公募						
委員	しばた ゆ か り 柴田 由香里	女	学校代表	静岡市立清水小学校 校長						
委員	ぉゕむぃ ひさと 岡村 寿人	男	学校代表	静岡市立安東中学校校長						